



医療機器修理業許可証

氏名又は名称 富士フイルムメディカル株式会社

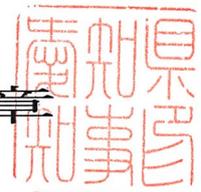
事業所の名称 富士フイルムメディカル株式会社 名古屋サービスセンター

事業所の所在地 愛知県名古屋市中区栄一丁目12番17号 富士フイルム名古屋ビル 4階、9階

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可された医療機器の修理業者であることを証明する。

令和7年10月27日

愛知県知事 大村 秀 章



特定保守管理医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
光学機器関連
検体検査用機器関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
光学機器関連
検体検査用機器関連

有効期間 令和5年5月27日 から
令和10年5月26日 まで